

自主的避難等対象区域（福島市）から平成23年6月上旬頃に宮城県に避難を
 実行した申立人夫婦について、平成23年8月末まで避難継続の合理性を認め
 た上で、同月末までを対象とする入居諸費用（敷金の一部、礼金、仲介手数料
 及び鍵交換費用等）、避難先家賃等、家財道具購入費用及び通勤交通費増加費
 用の賠償が認められた事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」と
 いう。）について、申立人X1、及び同X2（以下「申立人ら」という。）と被申
 立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のと
 おり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）に
 ついて和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないこ
 ととする。

記

損害項目

（1）精神的損害

（本件原発事故発生当初の時期）

（2）避難費用（入居諸費用、避難先家賃等）

（平成23年3月11日から同年8月31日まで）

（3）生活費増加費用（家財道具購入費用）

（平成23年3月11日から同年8月31日まで）

（4）生活費増加費用（通勤交通費増加費用）

（平成23年6月1日から同年8月31日まで）

（5）本件和解仲介に関する弁護士費用

以 上

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項記載の損害項目及び期間についての
 和解金として、合計金97万5294円の支払義務のあることを認める。

（内訳）

（1）精神的損害	80,000円
（2）避難費用（入居諸費用、避難先家賃等）	525,329円
（3）生活費増加費用（家財道具購入費用）	150,000円
（4）生活費増加費用（通勤交通費増加費用）	191,558円
（5）弁護士費用	28,407円

3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、中間指針追補に基

づく精神的損害、生活費増加費用及び移動費用として、金16万円を支払済みであることを確認する。

4 支払方法

(省略)

5 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（ただし、同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

(1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

(2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和3年2月24日

(仲介委員 櫻井 滋規)